

## 1 1 . 5 4

台湾の「国籍・地域」及び「住所又は居所」における台湾の表示について

1. 台湾人が特許庁へ提出する願書等の書類の「国籍・地域」の欄には「台湾」と記載すさせる。  
また、台湾人出願人又は発明者の「住所又は居所」が台湾にある場合は「台湾〇〇市〇〇」のように記載すさせる。
2. 「中華民国」「中華民国台湾省」のようなに記載をしてきがあったときは、これを「台湾」と記載したものとみなし、特許公報類及び特許原簿等においては「台湾」と掲載し、又は記録する。

(説明)

特許法等においては、願書等の書類の記載を職権により訂正する場合の規定が設けられていないが、本件のような場合はこれらの法で本来予想されていない事態であると考えられる。我が国としては「中華民国」という国家を認めず、政府関係機関としてはこのような表現を用いることができない立場であるから、上記のとおり取り扱うこととするが適当と考えられる。

(改訂平成 2331・114)